

右の者に対する所得税法違反被告事件(当庁昭和四四年(あ)第一三六四号)について、所有者A株式会社代表取締役Bから押収物仮還付の請求があつたので、当裁判所は、検察官、被告人、弁護人野村均一、同大和田安春、同永田水甫の意見を聞いた上、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

別紙物件目録記載の押収物を、所有者A株式会社代表者代表取締役Bに仮に還付する。

昭和四五年四月九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	田	誠
裁判官	入	江	俊 郎
裁判官	松	田	二 郎
裁判官	大	隅	健 一 郎